

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～46 [略] (東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p>47 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第82条第1項の規定の適用については、<u>平成29年3月31日</u>までの間は、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定訪問リハビリテーションの事業の」とする。</p>	<p>附 則 1～46 [略] (東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p>47 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第82条第1項の規定の適用については、<u>平成32年3月31日</u>までの間は、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定訪問リハビリテーションの事業の」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="201 438 291 470">附 則</p> <p data-bbox="123 486 302 518">1～44 [略]</p> <p data-bbox="145 534 1108 614">(東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p data-bbox="123 630 1108 1236">45 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成23年内閣府・厚生労働省令第9号)第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第81条第1項の規定の適用については、<u>平成29年3月31日</u>までの間は、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とする。</p>	<p data-bbox="1209 438 1299 470">附 則</p> <p data-bbox="1131 486 1310 518">1～44 [略]</p> <p data-bbox="1153 534 2116 614">(東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p data-bbox="1131 630 2116 1236">45 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成23年内閣府・厚生労働省令第9号)第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第81条第1項の規定の適用については、<u>平成32年3月31日</u>までの間は、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。